

用途地域における建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 建てられる用途</div> <div style="background-color: #cccccc; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 建てられない用途												

注) 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。
また、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除きます。